



Global Tax Update

英国

税理士法人トーマツ

2015年3月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 事業譲渡に伴う欠損金の引継ぎ: 納税者が簡易裁判所で勝訴

Leekes Ltd(本件納税者: 以下「Leekes」)が、Coles Ltd(Coles)からの事業買収に伴い引き継いだ欠損金を買収後の事業全体から生じる所得と相殺することを求めていた件で、簡易裁判所(First-tier Tribunal)は、Leekesの主張を認める判決を下した。

本件において、Leekesグループは同種の事業を行っていたColesを買収したが、買収当時Colesは繰越欠損金を有していた。その後Colesの事業および資産はLeekesグループの別会社に譲渡され、譲渡後、当該別会社は譲渡前事業および譲渡事業を「単一の事業」として営んでいた。英国歳入税関庁(HM & Revenue and Customs: 以下「HMRC」)およびLeekesは事業が譲渡されたこと、また譲渡後にLeekesが単一の事業しか行っていなかったことには同意し、したがって、本訴訟に関係するのは所得・法人税法(ICTA)第343(8)条および第343(9)条ではなく、第343(3)条であることについても同意した。しかしHMRCは、第343(3)条によると、Colesから引き継いだ欠損金をLeekesの買収前の事業を含む事業全体から生じる所得とは相殺できず、所得を「買収前のLeekes事業」からの所得と「Colesから移転した事業」からの所得に分ける必要があると主張していた。また、第343(3)条の「the trade」はColesの事業を

意味すると解釈されるべきであり、引き継いだ欠損金は「買収前のColes事業」から生じる所得からのみ控除が可能であると論じていた。

これに対し納税者は、判例および法原則に基づく、買収法人(Leekes)による欠損金の利用が制限されるべき根拠はなく、Leekesは引き継いだ欠損金を買収後の事業全体から生じる所得から控除できるはずであると訴えていた。簡易裁判所は、事業の譲渡があったことを前提とすると、買収法人の事業に吸収された被買収法人の事業に係る欠損金は、買収法人の買収後の事業全体から生じる利益と相殺できるはずであるという見解を示し、第343(3)条を本件納税者の主張を認める形で解釈した。納税者の訴えが認められる形となった。

2. 減資を通じた企業買収規制の発効

2006年会社法Part 17が改正され、Regulations 2015 SI 2015 No. 472が2015年3月3日に制定・2015年3月4日に発効した。本規定が制定されたのは、印紙税の課税を回避するための「スキームオブアレンジメントによる株式消却」を用いた英国上場企業の買収が増加したためである。政府はこれを「税の抜け穴」と考え、会社法第641条を改正し、企業が株式公開買付けを行う際にスキームオブアレンジメントによる株式消去を用いた減資を行うことを禁止する防止策を講じた。「スキームオブアレンジメントに基づく株式譲渡」によ

る公開買付けは、印紙税が課されるため規制されていない。

とっての不確実性を高める可能性がある」と指摘した。

3. 新 XBRL: 2015 年 4 月 1 日から使用義務化

法人税務申告書の一部として HMRC に提出される財務諸表には、適切な「Extensible Business Reporting Language: 以下「XBRL」」に基づくタグ付けを行うことが義務付けられている。英国 GAAP 新会計基準である財務報告基準 (Financial Reporting Standards: 以下「FRS」) 101 および FRS 102 の公表ならびにこれらの基準および EU が採用する国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards (IFRS)) に整合する新規 XBRL の 2014 年 9 月の公表に伴い、HMRC は、今後どの XBRL を使用するかについて説明するガイダンスを発表した。2015 年 4 月 1 日以降に提出される申告書に添付される新基準に基づいて作成された財務諸表については、新 XBRL を用いてタグ付けを行わなければならない。ただし、不要なタグ付けのやり直しによる負担を避けるため、2015 年 4 月 1 日より前に作成され、現行の XBRL に基づいてタグ付けされる財務諸表については、申告書がいつ提出されるかにかかわらず、タグ付けを再度行う必要はない。

4. 秋の財政演説に関する財務特別委員会の報告

財務特別委員会 (Treasury Select Committee) は 2014 年秋の財政演説 (Autumn Statement 2014) に関する報告書を発表した。利益移転税 (Diverted Profits Tax) に関して当委員会は、租税回避、特に税源浸食と利益移転 (base erosion and profit shifting: 以下「BEPS」) への対応は国際的に認知された問題であり、国際的に対応されるべきものである、とコメントした。BEPS については現在 OECD の BEPS プロジェクトの下で取組みがなされている。当委員会は OECD が結論を出す前に英国政府が単独で利益移転税について発表したことについても言及し、これにより国際的な取組みが阻害されるようなことがあってはならないと述べた。Andrew Tyrie 議長は、英国が独自の枠組みで移転したとされる利益に課税することは、OECD の国際的な取組みと対立する可能性がある」と発言した。また、複雑かつ長い法案は、企業に

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 ykonii@deloitte.co.uk

ディレクター 日高 大雅 hhidaka@deloitte.co.uk

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

TEL: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。